

第621号

平成27年2月16日

公 告

長瀬産業健康保険組合
理事長 山内 孝典



規程改定について

次の規程について添付の通り平成27年4月1日付で改定いたしますので、
公告します。

改正する規程 : 人間ドック年輪健診規程

以 上

・人間ドック年輪健診規程

新旧条文対照表

新

旧

(受診対象者)

第2条 年輪健診の受診対象者の範囲は次のとおりとする。

- (1)被保険者 毎年4月より始まる事業年度中に40歳になる者、および以降5歳刻みで対象者とする。
- (2)配偶者 上記(1)の被扶養者たる配偶者で事業年度中に40歳になる者以上とする。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

(受診対象者)

第2条 年輪健診の受診対象者の範囲は次のとおりとする。

- (1)被保険者 毎年4月より始まる事業年度中に40歳になる者、および以降5歳刻みで対象者とする。
- (2)配偶者 上記(1)の被扶養者たる配偶者で事業年度中に35歳になる者以上とする。